

改 正 後	改 正 前
<p>法第9条《非課税所得》関係</p> <p>〔通勤手当（第5号関係）〕</p> <p>（交通用具を使用する者に係る通勤手当の非課税限度額の計算）</p> <p>9 - 6の2 令第20条の2第2号八《非課税とされる通勤手当》に規定する「その者が通勤のため交通機関を利用したとしたならば負担することとなるべき運賃等」の額は、その者が現に通勤のため交通機関を利用した場合に負担することとなる運賃等の額によるべきであるが、その者が通勤のために利用する交通機関がないなどにより、当該運賃等の額により難しい場合には、その者の交通用具を使用する通勤距離に相当する距離につき旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第1条第1項《会社の目的及び事業》に規定する旅客会社及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第61号）<u>附則第2条第1項《指針の公表等》に規定する新会社</u>（以下この項において「<u>旅客会社等</u>」という。）の鉄道を利用した場合に負担することとなる各旅客会社等の旅客営業規則に定める地方交通線の通用期間1か月の通勤定期旅客運賃の額によって差し支えないものとする。</p>	<p>法第9条《非課税所得》関係</p> <p>〔通勤手当（第5号関係）〕</p> <p>（交通用具を使用する者に係る通勤手当の非課税限度額の計算）</p> <p>9 - 6の2 令第20条の2第2号八《非課税とされる通勤手当》に規定する「その者が通勤のため交通機関を利用したとしたならば負担することとなるべき運賃等」の額は、その者が現に通勤のため交通機関を利用した場合に負担することとなる運賃等の額によるべきであるが、その者が通勤のために利用する交通機関がないなどにより、当該運賃等の額により難しい場合には、その者の交通用具を使用する通勤距離に相当する距離につき旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第1条第1項《会社の目的及び事業》に規定する旅客会社（以下この項において「<u>旅客会社</u>」という。）の鉄道を利用した場合に負担することとなる各旅客会社の旅客営業規則に定める地方交通線の通用期間1か月の通勤定期旅客運賃の額によって差し支えないものとする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>新幹線通勤の場合の非課税とされる通勤手当</u>)</p> <p>9 - 6 の 3 令第 20 条の 2 に規定する「その者の通勤に係る運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額」には、新幹線鉄道を利用した場合の運賃等の額も含まれるものとする。</p> <p>(注)「最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額」の中には、令第 167 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する「特別車両料金等」は含まれないことに留意する。</p>	<p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>〔現物給与（第6号関係）〕</p> <p>（職務の遂行上やむを得ない必要に基づき貸与を受ける家屋等）</p> <p>9 - 9 令第21条第4号に規定する「職務の遂行上やむを得ない必要に基づき使用者から指定された場所に居住すべきものがその指定する場所に居住するため」に貸与を受ける家屋には、次に掲げるようなものが該当する。</p> <p>（1）船舶乗組員に対し提供した船室</p> <p>（2）常時交替制により昼夜作業を継続する事業場において、その作業に従事するため常時早朝又は深夜に出退勤をする使用人に対し、その作業に従事させる必要上提供した家屋又は部屋</p> <p>（3）通常の勤務時間外においても勤務を要することを常例とする看護師、守衛等その職務の遂行上勤務場所を離れて居住することが困難な使用人に対し、その職務に従事させる必要上提供した家屋又は部屋</p> <p>（4）次に掲げる家屋又は部屋</p> <p>イ 早朝又は深夜に勤務することを常例とするホテル、旅館、牛乳販売店等の住み込みの使用人に対し提供した部屋</p> <p>ロ 季節的労働に従事する期間その勤務場所に住み込む使用人に対し提供した部屋</p> <p>ハ 鉱山の掘採場（これに隣接して設置されている選鉱場、製錬場その他の附属設備を含む。）に勤務する使用人に対し提供した家屋又は部屋</p> <p>ニ 工場寄宿舎その他の寄宿舎で事業所等の構内又はこれに隣接する場所に設置されているものの部屋</p>	<p>〔現物給与（第6号関係）〕</p> <p>（職務の遂行上やむを得ない必要に基づき貸与を受ける家屋等）</p> <p>9 - 9 令第21条第4号に規定する「職務の遂行上やむを得ない必要に基づき使用者から指定された場所に居住すべきものがその指定する場所に居住するため」に貸与を受ける家屋には、次に掲げるようなものが該当する。</p> <p>（1）船舶乗組員に対し提供した船室</p> <p>（2）常時交替制により昼夜作業を継続する事業場において、その作業に従事するため常時早朝又は深夜に出退勤をする使用人に対し、その作業に従事させる必要上提供した家屋又は部屋</p> <p>（3）通常の勤務時間外においても勤務を要することを常例とする看護婦、守衛等その職務の遂行上勤務場所を離れて居住することが困難な使用人に対し、その職務に従事させる必要上提供した家屋又は部屋</p> <p>（4）次に掲げる家屋又は部屋</p> <p>イ 早朝又は深夜に勤務することを常例とするホテル、旅館、牛乳販売店等の住み込みの使用人に対し提供した部屋</p> <p>ロ 季節的労働に従事する期間その勤務場所に住み込む使用人に対し提供した部屋</p> <p>ハ 鉱山の掘採場（これに隣接して設置されている選鉱場、製錬場その他の附属設備を含む。）に勤務する使用人に対し提供した家屋又は部屋</p> <p>ニ 紡績工場の工場寄宿舎その他の寄宿舎で事業所等の構内又はこれに隣接する場所に設置されているものの部屋</p>

改 正 後	改 正 前
<p>〔保険金、損害賠償金等（第16号関係）〕</p> <p>（失業保険金に相当する退職手当、休業手当金の非課税）</p> <p>9 - 24 次に掲げる給付については、課税しないものとする。</p> <p>（1） 国家公務員退職手当法第10条《失業者の退職手当》の規定による退職手当</p> <p>（2） 次に掲げる休業手当金で、組合員、その配偶者又は被扶養者の傷病、葬祭又はこれらの者に係る災害により受けるもの</p> <p>イ 国家公務員共済組合法第68条《休業手当金》の規定による休業手当金</p> <p>ロ 地方公務員等共済組合法第70条《休業手当金》の規定による休業手当金</p> <p>ハ 私立学校教職員共済法第25条《国家公務員共済組合法の準用》の規定によるイに準ずる休業手当金</p> <p><u>（3） 労働基準法第76条第1項《休業補償》に定める割合を超えて休業補償を行った場合の当該休業補償</u></p>	<p>〔保険金、損害賠償金等（第16号関係）〕</p> <p>（失業保険金に相当する退職手当、休業手当金の非課税）</p> <p>9 - 24 次に掲げる給付については、課税しないものとする。</p> <p>（1） 国家公務員退職手当法第10条《失業者の退職手当》の規定による退職手当</p> <p>（2） 次に掲げる休業手当金で、組合員、その配偶者又は被扶養者の傷病、葬祭又はこれらの者に係る災害により受けるもの</p> <p>イ 国家公務員共済組合法第68条《休業手当金》の規定による休業手当金</p> <p>ロ 地方公務員等共済組合法第70条《休業手当金》の規定による休業手当金</p> <p>ハ 私立学校教職員共済法第25条《国家公務員共済組合法の準用》の規定によるイに準ずる休業手当金</p>

改 正 後	改 正 前
<p>法第9条の2《老人等の郵便貯金の利子所得の非課税》関係</p> <p>(確認書類の範囲)</p> <p>9の2-1 法第9条の2第2項に規定する書類(当該書類の写しを含む。以下9の2-4までにおいて「確認書類」という。)には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を含むものとする。</p> <p>(1) 令第30条の9第1項第1号《老人等に該当する旨を証する書類の範囲》に規定する書類(以下9の2-2において「住民票の写し等」という。)</p> <p>イ 国民健康保険退職被保険者証 (国民健康保険法施行規則様式第1の2) ロ~ソ (省 略)</p> <p>(2) 年金証書等</p> <p>イ 令第30条の3第11号《老人等の範囲》に規定する障害補償費又は遺族補償費に係る市の長(公害健康被害の補償等に関する法律第4条第3項《認定等》に規定する市の長(同項に規定する特別区の長を含む。))をいう。以下この(2)において同じ。)の支給決定通知書 ロ~ニ (省 略)</p> <p>(3) 規則第3条の6第2項第1号に規定する妻であることを証する書類</p> <p>イ 年金証書等のうち、妻である旨の記載又は妻である旨の略称若しくは記号の記載があるもの ロ~ホ (省 略)</p> <p>(4) 規則第3条の6第2項第14号に規定する母であることを証する事項の記載がある住民票の写し又は住民票の記載事項証明書 規則第3条の6第1項第2号に掲げる書類(上記(1)のイからワに掲げる書類を含む。)のうち、当該書類の被扶養者欄等に子がいる旨(児童の母である旨)の記載があるもの</p> <p>(5) 規則第3条の6第3項に規定する「官公署から発行され、若しくは発給された書類」 転出証明書(告知をする日の前日において住民票に記載されていない者から提示されたものに限る。)</p>	<p>法第9条の2《老人等の郵便貯金の利子所得の非課税》関係</p> <p>(確認書類の範囲)</p> <p>9の2-1 法第9条の2第2項に規定する書類(当該書類の写しを含む。以下9の2-4までにおいて「確認書類」という。)には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を含むものとする。</p> <p>(1) 令第30条の9第1項第1号《老人等に該当する旨を証する書類の範囲》に規定する書類(以下9の2-2において「住民票の写し等」という。)</p> <p>イ 国民健康保険退職被保険者証 (国民健康保険法施行規則様式第1の2) ロ~ソ (省 略)</p> <p>(2) 年金証書等</p> <p>イ 令第30条の3第12号《老人等の範囲》に規定する障害補償費又は遺族補償費に係る市の長(公害健康被害の補償等に関する法律第4条第3項《認定等》に規定する市の長(同項に規定する特別区の長を含む。))をいう。以下この(2)において同じ。)の支給決定通知書 ロ~ニ (省 略)</p> <p>(3) 規則第3条の6第2項第1号に規定する妻であることを証する書類</p> <p>イ 年金証書等のうち、妻である旨の記載又は妻である旨の略称若しくは記号の記載があるもの ロ~ホ (省 略)</p> <p>(4) 規則第3条の6第2項第14号に規定する母であることを証する事項の記載がある住民票の写し又は住民票の記載事項証明書 規則第3条の6第1項第2号に掲げる書類(上記(1)のイからワに掲げる書類を含む。)のうち、当該書類の被扶養者欄等に子がいる旨(児童の母である旨)の記載があるもの</p> <p>(5) 規則第3条の6第3項に規定する「官公署から発行され、若しくは発給された書類」 転出証明書(告知をする日の前日において住民票に記載されていない者から提示されたものに限る。)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>法第10条《老人等の少額預金の利子所得等の非課税》関係</p> <p>(本邦通貨で表示されたものの意義)</p> <p>10-4 令第33条第4項本文《利子所得等について非課税とされる預貯金等の範囲》に規定する「本邦通貨で表示されたもの」には、本邦通貨で表示され、確定換算率により外国通貨で支払を行うべき旨の特約がある債券は、含まれないことに留意する。</p>	<p>法第10条《老人等の少額預金の利子所得等の非課税》関係</p> <p>(本邦通貨で表示された債券の意義)</p> <p>10-4 令第33条第3項本文及び第8号《利子所得等について非課税とされる預貯金等の範囲》に規定する「本邦通貨で表示された債券」には、本邦通貨で表示され、確定換算率により外国通貨で支払を行うべき旨の特約がある債券は、含まれないことに留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>法第11条《公共法人等及び公益信託に係る非課税》関係</p> <p>(登録期間等の通算)</p> <p>11-3 公共法人等又は公益信託の受託者が自ら所有する公社債等につき支払を受ける利子等で、当該支払を受ける利子等の計算期間のうちに、その利子等の支払を受ける公共法人等又は公益信託の受託者以外の者が保管の委託をし、又は登録(1)、(3)又は(4)に掲げる者が登録した国債については、<u>措置法第5条の2第5項第6号</u>《一括登録国債の利子の課税の特例》に規定する一括登録に限る。)をした期間がある場合には、その者が次に掲げる者であり、当該期間(4)に掲げる者が保管の委託をしていた期間を除く。)がその利子等の支払を受ける公共法人等又は公益信託の受託者が保管の委託をし、又は登録をした期間と引き続いているときに限り、当該期間も令第51条第2号《公社債等の利子等のうち公共法人等が引き続き所有していた期間の金額》に規定する「保管の委託をし、又は登録を受けている期間」に含まれるものとする。</p> <p>(1) 公共法人等又は公益信託の受託者</p> <p>(2) 国</p> <p>(3) 措置法第5条の2第1項の規定により、一括登録国債の利子に係る所得税が非課税とされている非居住者又は外国法人(同項の適用を受ける国債の登録期間を通算する場合に限る。)</p> <p>(4) 措置法第8条第1項《金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用》に規定する金融機関又は同条第2項に規定する証券業者等</p> <p>(5) 租税条約の規定により所得税が免除される外国政府、外国中央銀行、外国の地方公共団体又は外国政府(地方公共団体を含む。)の所有する機関</p> <p>(6) アジア開発銀行又は国際復興開発銀行などその設立に関する協定によりわが国の租税が免除されている国際機関等</p>	<p>法第11条《公共法人等及び公益信託に係る非課税》関係</p> <p>(登録期間等の通算)</p> <p>11-3 公共法人等又は公益信託の受託者が自ら所有する公社債等につき支払を受ける利子等で、当該支払を受ける利子等の計算期間のうちに、その利子等の支払を受ける公共法人等又は公益信託の受託者以外の者が保管の委託をし、又は登録(1)、(3)又は(4)に掲げる者が登録した国債については、<u>措置法第5条の2第4項第6号</u>《一括登録国債の利子の課税の特例》に規定する一括登録に限る。)をした期間がある場合には、その者が次に掲げる者であり、当該期間(4)に掲げる者が保管の委託をしていた期間を除く。)がその利子等の支払を受ける公共法人等又は公益信託の受託者が保管の委託をし、又は登録をした期間と引き続いているときに限り、当該期間も令第51条第2号《公社債等の利子等のうち公共法人等が引き続き所有していた期間の金額》に規定する「保管の委託をし、又は登録を受けている期間」に含まれるものとする。</p> <p>(1) 公共法人等又は公益信託の受託者</p> <p>(2) 国</p> <p>(3) 措置法第5条の2第1項の規定により、一括登録国債の利子に係る所得税が非課税とされている非居住者又は外国法人(同項の適用を受ける国債の登録期間を通算する場合に限る。)</p> <p>(4) 措置法第8条第1項《金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用》に規定する金融機関又は同条第2項に規定する証券業者等</p> <p>(5) 租税条約の規定により所得税が免除される外国政府、外国中央銀行、外国の地方公共団体又は外国政府(地方公共団体を含む。)の所有する機関</p> <p>(6) アジア開発銀行又は国際復興開発銀行などその設立に関する協定によりわが国の租税が免除されている国際機関等</p>

改 正 後	改 正 前
<p>法第36条《収入金額》関係</p> <p>(使用者契約の養老保険に係る経済的利益)</p> <p>36-31 使用者が、自己を契約者とし、役員又は使用人(これらの者の親族を含む。))を被保険者とする養老保険(被保険者の死亡又は生存を保険事故とする生命保険をいい、傷害特約等の特約が付されているものを含むが、36-31の3に定める定期付養老保険を含まない。以下36-31の5までにおいて同じ。)に加入してその保険料(令第64条《<u>確定給付企業年金規約等</u>に基づく掛金等の取扱い》及び第65条《<u>不適格退職共済契約等</u>に基づく掛金の取扱い》の規定の適用があるものを除く。以下この項において同じ。)を支払ったことにより当該役員又は使用人が受ける経済的利益(傷害特約等の特約に係る保険料の額に相当する金額を除く。)については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。</p> <p>(1) 死亡保険金(被保険者が死亡した場合に支払われる保険金をいう。以下36-31の2までにおいて同じ。)及び生存保険金(被保険者が保険期間の満了の日その他一定の時期に生存している場合に支払われる保険金をいう。以下この項において同じ。)の受取人が当該使用者である場合 当該役員又は使用人が受ける経済的利益はないものとする。</p> <p>(2) 死亡保険金及び生存保険金の受取人が被保険者又はその遺族である場合 その支払った保険料の額に相当する金額は、当該役員又は使用人に対する給与等とする。</p> <p>(3) 死亡保険金の受取人が被保険者の遺族で、生存保険金の受取人が当該使用者である場合 当該役員又は使用人が受ける経済的利益はないものとする。ただし、役員又は特定の使用人(これらの者の親族を含む。)のみを被保険者としている場合には、その支払った保険料の額のうち、その2分の1に相当する金額は、当該役員又は使用人に対する給与等とする。</p> <p>(注)1 傷害特約等の特約に係る保険料を使用者が支払ったことにより役員又は使用人が受ける経済的利益については、36-31の4参照</p> <p>2 上記(3)のただし書については、次によることに留意する。</p> <p>(1) 保険加入の対象とする役員又は使用人について、加入資格の有無、保険</p>	<p>法第36条《収入金額》関係</p> <p>(使用者契約の養老保険に係る経済的利益)</p> <p>36-31 使用者が、自己を契約者とし、役員又は使用人(これらの者の親族を含む。))を被保険者とする養老保険(被保険者の死亡又は生存を保険事故とする生命保険をいい、傷害特約等の特約が付されているものを含むが、36-31の3に定める定期付養老保険を含まない。以下36-31の5までにおいて同じ。)に加入してその保険料(令第64条《<u>適格退職年金契約等</u>に基づく掛金等の取扱い》及び第65条《<u>不適格退職共済契約等</u>に基づく掛金の取扱い》の規定の適用があるものを除く。以下この項において同じ。)を支払ったことにより当該役員又は使用人が受ける経済的利益(傷害特約等の特約に係る保険料の額に相当する金額を除く。)については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。</p> <p>(1) 死亡保険金(被保険者が死亡した場合に支払われる保険金をいう。以下36-31の2までにおいて同じ。)及び生存保険金(被保険者が保険期間の満了の日その他一定の時期に生存している場合に支払われる保険金をいう。以下この項において同じ。)の受取人が当該使用者である場合 当該役員又は使用人が受ける経済的利益はないものとする。</p> <p>(2) 死亡保険金及び生存保険金の受取人が被保険者又はその遺族である場合 その支払った保険料の額に相当する金額は、当該役員又は使用人に対する給与等とする。</p> <p>(3) 死亡保険金の受取人が被保険者の遺族で、生存保険金の受取人が当該使用者である場合 当該役員又は使用人が受ける経済的利益はないものとする。ただし、役員又は特定の使用人(これらの者の親族を含む。)のみを被保険者としている場合には、その支払った保険料の額のうち、その2分の1に相当する金額は、当該役員又は使用人に対する給与等とする。</p> <p>(注)1 傷害特約等の特約に係る保険料を使用者が支払ったことにより役員又は使用人が受ける経済的利益については、36-31の4参照</p> <p>2 上記(3)のただし書については、次によることに留意する。</p> <p>(1) 保険加入の対象とする役員又は使用人について、加入資格の有無、保険</p>

改 正 後	改 正 前
<p>金額等に格差が設けられている場合であっても、それが職種、年齢、勤続年数等に応ずる合理的な基準により、普遍的に設けられた格差であると認められるときは、ただし書を適用しない。</p> <p>(2) 役員又は使用人の全部又は大部分が同族関係者である法人については、たとえその役員又は使用人の全部を対象として保険に加入する場合であっても、その同族関係者である役員又は使用人については、ただし書を適用する。</p>	<p>金額等に格差が設けられている場合であっても、それが職種、年齢、勤続年数等に応ずる合理的な基準により、普遍的に設けられた格差であると認められるときは、ただし書を適用しない。</p> <p>(2) 役員又は使用人の全部又は大部分が同族関係者である法人については、たとえその役員又は使用人の全部を対象として保険に加入する場合であっても、その同族関係者である役員又は使用人については、ただし書を適用する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(使用人契約の保険契約等に係る経済的利益)</p> <p>36-31の8 使用者が、役員又は使用人が負担すべき次に掲げるような保険料又は掛金を負担する場合には、その負担する金額は、当該役員又は使用人に対する給与等に該当することに留意する。</p> <p>(1) 役員又は使用人が契約した生命保険契約等(<u>確定給付企業年金規約及び適格退職年金契約</u>に係るものを除く。以下36-32において同じ。)又は法第77条第2項に規定する損害保険契約等(以下36-32において「損害保険契約等」という。)に係る保険料又は掛金</p> <p>(2) 法第74条第2項《社会保険料控除》に規定する社会保険料</p> <p>(3) 法第75条第2項《小規模企業共済等掛金控除》に規定する小規模企業共済等掛金</p>	<p>(使用人契約の保険契約等に係る経済的利益)</p> <p>36-31の8 使用者が、役員又は使用人が負担すべき次に掲げるような保険料又は掛金を負担する場合には、その負担する金額は、当該役員又は使用人に対する給与等に該当することに留意する。</p> <p>(1) 役員又は使用人が契約した生命保険契約等(<u>適格退職年金契約</u>に係るものを除く。以下36-32において同じ。)又は法第77条第2項に規定する損害保険契約等(以下36-32において「損害保険契約等」という。)に係る保険料又は掛金</p> <p>(2) 法第74条第2項《社会保険料控除》に規定する社会保険料</p> <p>(3) 法第75条第2項《小規模企業共済等掛金控除》に規定する小規模企業共済等掛金</p>

改 正 後	改 正 前
<p>法第164条《非居住者に対する課税の方法》関係</p> <p>(非居住者に対する課税関係の概要)</p> <p>164-1 非居住者に対する課税関係の概要は、表5のとおりである。</p> <p>なお、この表は、法に規定する課税関係の概要であるから、租税条約にはこれと異なる定めのあるものがあることに留意する。</p> <p>〔表5〕 非居住者に対する課税関係の概要 (省 略)</p> <p>(注) 1 措置法第37条の10の規定により国内に恒久的施設を有する者が行う株式等の譲渡による所得については、20%の税率で申告分離課税が適用される。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 措置法第41条の12の規定により割引債(特定短期国債等及び短期社債等一定のものを除く。)の償還差益については、18%(一部のものは16%)の税率で源泉分離課税が適用される。</p> <p>4~7 (省 略)</p> <p>8 措置法第8条の2又は第8条の4の規定により国内に恒久的施設を有する者が得る配当等(五号所得)のうち公募投資信託等の収益の分配に係る配当等又は特定投資法人の投資口の配当等については、15%の税率による源泉分離課税が適用される。</p> <p>9 措置法第8条の5の規定により国内に恒久的施設を有する者が得る株式等に係る配当等(投資信託又は特定目的信託の収益の分配及び特定投資法人の投資口の配当等を除く。)については居住者と同様、35%の税率による源泉分離課税の選択が認められる。</p> <p>10 措置法第8条の6の規定により国内に恒久的施設を有する者が得る配当等(源泉分離課税が適用されるものを除く。)については、確定申告による総合課税を受ける必要のないいわゆる少額配当の確定申告不要制度の適用が認められる。</p>	<p>法第164条《非居住者に対する課税の方法》関係</p> <p>(非居住者に対する課税関係の概要)</p> <p>164-1 非居住者に対する課税関係の概要は、表5のとおりである。</p> <p>なお、この表は、法に規定する課税関係の概要であるから、租税条約にはこれと異なる定めのあるものがあることに留意する。</p> <p>〔表5〕 非居住者に対する課税関係の概要 (省 略)</p> <p>(注) 1 措置法第37条の10の規定により国内に恒久的施設を有する者が行う株式等の譲渡による所得については、20%の税率で申告分離課税が適用される。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 措置法第41条の12の規定により一定の割引債(特定短期国債等を除く。)の償還差益については、18%(一部のものは16%)の税率で源泉分離課税が適用される。</p> <p>4~7 (省 略)</p> <p>8 措置法第8条の2又は第8条の4の規定により国内に恒久的施設を有する者が得る配当等(五号所得)のうち公募投資信託等の収益の分配に係る配当等又は特定投資法人の投資口の配当等については、15%の税率による源泉分離課税が適用される。</p> <p>9 措置法第8条の5の規定により国内に恒久的施設を有する者が得る株式等に係る配当等(投資信託又は特定目的信託の収益の分配及び特定投資法人の投資口の配当等を除く。)については居住者と同様、35%の税率による源泉分離課税の選択が認められる。</p> <p>10 措置法第8条の6の規定により国内に恒久的施設を有する者が得る配当等(源泉分離課税が適用されるものを除く。)については、確定申告による総合課税を受ける必要のないいわゆる少額配当の確定申告不要制度の適用が認められる。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>法第196条《給与所得者の保険料控除申告書》関係</p> <p>(保険料の金額等を証する書類の提出又は提示に代わるもの)</p> <p>196-2 次に掲げる生命保険料等については、給与所得者の保険料控除申告書に記載したその年中に支払った生命保険料若しくは個人年金保険料又は損害保険料の金額及び規則第76条各号《保険料控除申告書に関する書類の提出又は提示により証明する事項》に掲げる事項に誤りがないことについて当該勤務先の代表者又はその代理人の確認を受け、かつ、その申告書にその確認をした旨の認印を受けている場合には、法第196条第2項に規定する書類の提出又は提示があったものとする。</p> <p>(1) <u>法第76条第1項《生命保険料控除》に規定する生命保険料若しくは同条第2項に規定する個人年金保険料で勤務先を対象とする団体特約により払い込んだもの若しくは同条第3項第5号に掲げる確定給付企業年金規約若しくは適格退職年金契約に係るもの</u></p> <p>(2) <u>法第77条第1項《損害保険料控除》に規定する損害保険料で勤務先を対象とする団体特約により払い込んだもの</u></p>	<p>法第196条《給与所得者の保険料控除申告書》関係</p> <p>(保険料の金額等を証する書類の提出又は提示に代わるもの)</p> <p>196-2 <u>法第76条第1項《生命保険料控除》に規定する生命保険料若しくは同条第2項に規定する個人年金保険料で勤務先を対象とする団体特約により払い込んだもの若しくは同条第3項第5号に掲げる適格退職年金契約に係るもの又は法第77条第1項《損害保険料控除》に規定する損害保険料で勤務先を対象とする団体特約により払い込んだもの</u>については、給与所得者の保険料控除申告書に記載したその年中に支払った生命保険料若しくは個人年金保険料又は損害保険料の金額及び規則第76条各号《保険料控除申告書に関する書類の提出又は提示により証明する事項》に掲げる事項に誤りがないことについて当該勤務先の代表者又はその代理人の確認を受け、かつ、その申告書にその確認をした旨の認印を受けている場合には、法第196条第2項に規定する書類の提出又は提示があったものとする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>法第204条《源泉徴収義務》関係</p> <p>(給与等とすることができるモデルの業務に関する報酬又は料金)</p> <p>204-21 いわゆるファッションモデル又はマネキン等のうちデパート等において常時役務を提供し、かつ、その役務の提供の状態が当該デパート等の職員の勤務の状態に類似しているものに対する報酬又は料金については、給与等として源泉徴収をして差し支えない。</p> <p><u>(注) マネキン紹介所に求職登録されたマネキンが求人者たる企業の指示のもとにデパート等で職務に従事して企業から対価の支払を受ける場合において、企業が当該対価をマネキン紹介所経由でマネキン個人に支払い、マネキン紹介所はマネキン個人に代わって対価を受領したにすぎないときは、企業が当該対価を支払う際に源泉徴収を要することに留意する。</u></p>	<p>法第204条《源泉徴収義務》関係</p> <p>(給与等とすることができるモデルの業務に関する報酬又は料金)</p> <p>204-21 いわゆるファッションモデル又はマネキン等のうちデパート等において常時役務を提供し、かつ、その役務の提供の状態が当該デパート等の職員の勤務の状態に類似しているものに対する報酬又は料金については、給与等として源泉徴収をして差し支えない。</p>